



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 ジェイドグループ株式会社
代表社名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 裕 輔
(コード番号：3558 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役兼管理本部ディレクター 高 志 成 俊
(TEL. 03-5465-8022)

取締役向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は本日、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025 年 6 月 27 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 290,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,188 円
(4) 処分総額	344,520,000 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役 2 名 290,000 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、また、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役への新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。また、2025 年 5 月 29 日開催の第 15 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、対象取締役に対して年 580 百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいています。なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を払込期日から 10 年間から 20 年間で当社取締役会が定める期間と設定した「インセンティブ株式報酬」であります。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、290,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役は、一定期間、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

本新株発行又は本自己株式処分においては、本制度に基づき、当社と対象取締役との間で、本割当契約を締結することを条件として、割当予定先である対象取締役 2 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、当社は対象取締役に對し、本株主総会にてご承認いただいた内容の金額及び株式数の範囲内において、1 回だけ本制度に基づいて当社普通株式の発行又は処分を行う予定です。

3. 本割当契約の概要

①譲渡制限期間

RS1 : 2025 年 6 月 27 日(払込期日) ~ 2045 年 6 月 26 日

RS2 : 2025 年 6 月 27 日(払込期日) ~ 2035 年 6 月 26 日

②譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人等(以下「役員等」という)のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する株式について、全ての本譲渡制限を解除する。

③譲渡制限期間中に、対象取締役が任期满了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

(ア) 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、役員等の地位のいずれの地位からも任期满了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。)に

より退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡による退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

(イ) 譲渡制限の解除対象となる株式数

払込期日を含む月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月までの月数（以下「在任月数」という。）に応じて、下記の算定式により得られる数に本割当契約に基づいて対象取締役が保有する株式数（以下「本株式数」という）を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）。

在任月数／譲渡制限期間の月数

④当社による無償取得

当社は、対象取締役が、役員等の地位のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（上記③に定める正当な事由による場合若しくは死亡による場合を除く。）、又はその勤務において法令若しくは社内規程に違反する等の非違行為を行ったと認められる場合等には、本割当株式の全部について、当該各事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記③で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

⑤株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

⑥組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等の保有する本割当株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を譲渡制限期間の月数で除した数に、対象取締役等が保有する株式数を乗じた数の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 16 期事業年度（2025 年 3 月 1 日～2026 年 2 月 28 日）の譲渡制限付株式付与のために支給された金銭報酬債権を出資財産と

して行われるものです。払込金額については、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 5 月 28 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,188 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

以 上